

## ジェットロ仮訳

**※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。**

第 132 号 6koo

官報 7-13 ページ

2558 年〔2015 年〕2 月 5 日

---

## 著作権法 (第 2 版) 仏暦 2558 年〔2015 年〕

プミポン アドゥンラヤデート国王陛下 勅命

現国王治世 70 年、 仏暦 2558 年 1 月 31 日

プミポン アドゥンラヤデート国王は 以下公布の勅命を下された。

著作権法の改正増補が妥当であるとなされ、  
ここに以下の如く、国家立法議会の助言と承認により、立法の印を下賜なされた。

第 1 条 この法律は “仏暦 2558 年〔2015 年〕 著作権法 (第 2 版)” とする。

第 2 条 この法律は官報に公示された日から数えて 180 日を経過した日から施行する。

第 3 条 仏暦 2537 年の著作権法 第 4 条 の“公表”と“担当官”の語彙の定義条項の間に、“権利管理情報”“技術的手段”と“技術的手段の回避”の定義条項を追加する。

“権利管理情報”とは、創作者、創作した作品、実演家、実演、著作権者、または、著作権がある作品の使用の期間及び条件、並びに前述の情報に代わる数字または符号を表わす情報を意味する。ここでの情報とは、著作権がある作品や実演の記録物に付帯、または関連が見られるもの、である。

“技術的手段”とは、著作権がある作品や実演の記録物の複製防止またはアクセス制御の為に設計された技術を意味する。ここでの技術とは、当該の著作権がある作品や実演の記録物に効果的に使用されているもの、である。

“技術的手段の回避”とは、技術的手段の効果を発生させないようにする、何らかの方法による行為を意味する。”

## ジェットロ仮訳

**※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。**

第4条 以下の条文を、仏暦 2537 年の著作権法 第 32/1 条 第 32/2 条 及び第 32/3 条 として追加する。

“第 32/1 条 著作権がある作品の原版あるいは複製物の取得者による販売は、当該著作権がある作品の原版あるいは複製物の所有権が合法であれば、著作権の侵害とはみなさない。

第 32/2 条 著作権がある作品に対して、コンピューターシステム上で合法的にした行為あるいは取得で、それが、コンピューターシステムで使用する設備または、著作権がある作品を送信する行程を正常に作動させるために複製物を使用するにあたり、必要である複製の性質がある行為は、著作権の侵害とはみなさない。

第 32/3 条 サービスプロバイダーのコンピューターシステム上で、著作権の侵害があったと信じられる証拠がある場合、著作権者は裁判所に対して、サービスプロバイダーに当該著作権侵害を停止させる命令を出すことについての申立書を提出できる。

この条項の便宜のため、サービスプロバイダーとは、以下を意味する。

(1) 他人に対し、インターネットアクセスのサービスを提供する、または、コンピューターシステムを通じたその他の方法で相互に連絡を取れるようにさせる者。

これは、自身の名義によってか、又は、他人の名義や利益の為により、サービスを提供するかを問わない。

(2) 他人の利益の為にコンピューター情報を保護管理するサービスを提供する者。

第 1 項の申立書には下記の通り、情報証拠と強制命令請求を明確にした詳細がなくてはならない。

- ① サービスプロバイダーの名前と住所
- ② 著作権を侵害されたとする、著作権がある作品
- ③ 著作権を侵害して作られたとされる作品
- ④ 著作権侵害に関する証拠を含む、知りえた経緯、行為を発見した日時と、行為または態様。
- ⑤ 著作権の侵害とされる行為を起因として発生がありえる損害
- ⑥ サービスプロバイダーに対して、著作権の侵害によって作った作品をサービスプロ

## ジェットロ仮訳

**※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。**

バイダーのコンピューターシステムから削除させる、または、その他の何らかの方法で著作権侵害を停止させる旨の強制命令請求。

裁判所は第1項の申立書を受け取り、審理を行う。裁判所が、申立書が第3項の通りの十分詳細なものであると判断し、又、裁判所が当該申立書通りの命令を出すべき必要な根拠があった場合、裁判所はその決定した期間で、サービスの提供者に対し、著作権侵害があったとされる行為を停止させる、または、サービスプロバイダーのコンピューターシステムから、著作権の侵害によって作られたとされる作品を削除させる命令を出す。この裁判所命令は、即座にサービスプロバイダーに対して強制され、当該命令は遅滞なくサービスプロバイダーに通知される。

この様な場合、著作権者は、裁判所が、著作権侵害があったとされる行為の停止、または、コンピューターシステムから著作権の侵害によって作られたとされる作品の削除をする命令を出している間に、著作権侵害者に対して訴訟を起こさなければならない。

サービスプロバイダーが、当該サービスプロバイダーのコンピューターシステム上で著作権侵害発生を操作、開始、または指示した者ではない場合で、当該サービスプロバイダーが第4項の裁判所の命令通りに従った場合、サービスプロバイダーは、裁判所の命令する前と、裁判所命令が効力を失った後に起こった、著作権の侵害になるとされる行為に関して責任をとらなくてもよい。

サービスプロバイダーは、第4項の裁判所命令に従った執行によって発生したいずれの損害に対しても責任を取らなくてよい。”

第5条 次の条文を仏暦2537年 著作権法 第51/1条として追加する。

“第51/1条 実演家は、自身の実演の中で、自身が実演家であると表現する権利があり、実演家や他の個人から権利委譲を受けた者が、実演家の名誉や威信を害する程に、当該実演を、歪曲、省略、改変、またはその他の方法の行為をすることを禁止する権利を持つ。又、実演家が死亡の際には、実演家の相続人が、実演家の権利保護の期間中継続して前述の権利に基づいて、提訴をする権利を持つ。

これらは、文書による別の合意があった場合を除く。”

第6条 仏暦2537年 著作権法 第53条 を廃止し、以下の条文を代用する。

“第53条 第32条、第32/2条、第32/3条、第33条、第34条、第36条、第42条、及び第43条を、実演家の権利について準用する。”

## ジェットロ仮訳

**※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。**

第7条 次の条文を、仏暦 2537 年著作権法の 第2章／1 権利管理情報及び技術的手段 第53／1 条、 第53／2条、 第53／3条、第53／4条、および第53／5条として追加する。

### “第2／1 章 権利管理情報及び技術的手段

---

第53／1条 権利管理情報を除去又は改変することは、当該行為が、著作権または実演家の権利の侵害を誘引し、発生可能にし、助長し、または隠蔽する結果となると知りながらなされた場合、権利管理情報の侵害とみなす。

第53／2条 当該著作権がある作品またはその複製物に対して、権利管理情報の除去または改変があったと知っている者が、当該作品に対して次のいずれかの行為をしていた場合、その者も共に、権利管理情報の侵害を行ったとみなす。

- (1) 販売のためにタイ国内に持ち込むもしくは発注して国内に入れる。
- (2) 公衆への伝達。

第53／3条 次のいずれの行為も、権利管理情報の侵害とはみなさない。

(1) 法律の実施、国防上の必要性、国家の安定維持、もしくはその他類似の目的の統制の為の、法律上権限がある職員による権利管理情報の除去または改変。

(2) 営利を目的としない、教育機関、古文書館、図書館、または公共の音響映像伝達組織による権利管理情報の除去または改変。

(3) 権利管理情報の除去または改変をされた著作権がある作品またはその複製物を、営利を目的としない、教育機関、古文書館、図書館、または公共の音響映像伝達組織が公衆へ伝達すること。

(2) の権利管理情報と、(3) の権利管理情報の除去または改変がされた著作権がある作品またはその複製物の形態については、省令で規定するところに従う。

第53／4条 技術的手段の回避または、技術的手段の回避を発生させるためのサービスの提供で、当該行為が、著作権または実演家の権利の侵害を誘引する、または発生させる可能性があることを知っていた場合は、技術的手段の侵害とみなす。

## ジェットロ仮訳

**※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。**

第 53/5 条 第 53/4 条の行為で、次の場合は技術的手段の侵害とはみなさない。

(1) その行為が、著作権がある作品に対しての著作権侵害の例外に該当する行為上、必要不可欠であった場合。

(2) 他のコンピュータプログラムと共に使用する際のコンピュータプログラムの必要構成内容を分析するため。

(3) 著作権がある作品またはその複製物の合法的な取得に際し、著作権者からの許諾を誠実に努力して求めた行為に使われた暗号化技術についての調査、分析、及び欠陥を探す便宜上の場合。

(4) コンピューター、コンピューターシステム又は、コンピューターネットワーク上の安全性維持システムのテスト、検証あるいは修正に限る目的の為に、場合により、コンピューター、コンピューターシステム、または、コンピューターネットワークの持ち主の許諾を得ている場合。

(5) 著作権がある作品にアクセスした者のインターネット上の活動を反映した、個人を特定する情報の収集や拡散に関して、技術的手段の作用を停止するため。  
またその行為は、その他の個人が、著作権がある作品にアクセスすることに対して影響がないこと。

(6) 法律の実施、国防上の必要性、国家の安定維持、もしくはその他類似の目的の統制の為に、法律上権限がある職員による行為。

(7) 営利を目的としない、教育機関、古文書館、図書館、または公共の音響映像伝達組織により、著作権がある作品にアクセスする為で、他の方法ではアクセスできない場合の行為。

第 8 条 仏暦 2537 年著作権法 第 6 章の名称、著作権及び実演家の権利に関する訴訟を廃止し、次の内容を代用する。

“第 6 章 著作権、実演家の権利、権利管理情報 及び 技術的手段に関する訴訟”

第 9 条 次の条文を、仏暦 2537 年 著作権法 第 64 条の第 2 項として追加する。

## ジェットロ仮訳

**※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。**

“著作権または実演家の権利の侵害が、著作権がある作品または実演家の権利に対する、公衆による広範なアクセスの可能性の原因になるという故意または、意図を持ってなされた行為であったという明確な証拠が存在する場合、裁判所は、侵害行為者に対し、第 1 項の損害金の 2 倍を超えない額までの損害賠償金の追加支払いを命じる権限をもつ。”

第 10 条 次の条文を、仏暦 2537 年 著作権法 第 65/1 条として追加する。

“第 65/1 条 第 63 条、第 64 条、及び第 65 条を、権利管理情報及び技術的手段に関する訴訟について準用する。”

第 11 条 次の条文を、仏暦 2537 年 著作権法 第 70/1 条として追加する。

“第 70/1 条 第 53/1 条又は第 53/2 条の権利管理情報の侵害、または第 53/4 条の技術的手段の侵害をした者は 1 万バーツから 10 万バーツまでの罰金刑に処する。

第 1 項の違反行為が、商業目的の行為であった場合、その行為者を、3 ヶ月から 2 年までの禁固刑または、5 万バーツから 40 万バーツまでの罰金刑、あるいはその両刑に処する。”

第 12 条 仏暦 2537 年の著作権法 第 75 条を廃止し、次の条文を代用する。

“第 75 条 著作権または実演家の権利の侵害としてタイ国内で作られ、または国内に持ち込まれた物、ならびに、この法律で定めた違反行為に使われた物は全て没収される。あるいは、裁判所が相応と判断した場合、裁判所は当該物を使用不可能にする命令を出す、または当該物を破壊するよう命令を出すことができる。この費用は侵害行為者が負担することとする。”

第 13 条 仏暦 2537 年 著作権法 第 77 条を廃止し、次の条文を代用する。

“第 77 条 第 69 条 第 1 項、第 70 条 第 1 項及び第 70/1 条 第 1 項 の違反は、局長が量刑を決定する権限をもつものとする。”

第 14 条 この法律の施行前に刑事裁判で訴追され、未だ最終の判決に至っていない、著作権または実演家の権利の侵害訴訟において、著作権または実演家の権利の侵害としてタイ国内で作られ、または国内に持ち込まれた物については、この法律により改正増補した仏暦 2537 年著作権法 第 75 条の条文を適用する。

第 15 条 商務省大臣をこの法律の主管とする。

## ジェットロ仮訳

**※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。**

国王陛下より勅令を受けた者

プラユット チャンオーチャー 陸軍大将

総理大臣

注記：この法律を公布施行するに至った理由は次の通りである。

現在、権利管理情報及び技術的手段を、著作権がある作品または実演家の権利の保護に使用することがあり、著作権及び実演家の権利に対する侵害行為の例外についての規定を含め、権利管理情報及び技術的手段に対する保護を規定することの妥当性が高まっている。

さらに、著作権がある作品または実演家の権利を広範に公衆のアクセスにさらし、著作権または実演家の権利を侵害する行為者に対し、裁判所が、損害賠償金を増額して支払わせる旨の命令を出す権限を持つと規定することも妥当である。また、裁判所が、違反行為に使われた物、及び、著作権または実演家の権利の侵害としてタイ国内で作られ、あるいは国内に持ち込まれた物を没収または破壊することを命令する権限を持つと規定することも妥当であり、そこでこの法律の立法に至った。